

# 松崎町一般廃棄物処理基本計画

令和7年3月

松 崎 町

## 目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 町の概要	
1. 自然状況	3
2. 社会状況	3
(1) 人口・世帯数	3
(2) 産業の状況	4
(3) 観光の状況	4
第3章 ごみ処理の状況	
1. ごみ処理の現状	
(1) ごみ収集及び処理の体制	5
(2) ごみの収集方式	6
(3) ごみの分別区分	7
(4) ごみ処理施設の状況	8
2. ごみの排出状況	
(1) ごみ排出量の推移	9
(2) ごみ排出量の評価	9～10
第4章 ごみ処理基本計画	
(1) ごみ排出量の目標値	11
(2) ごみの排出の抑制のための方策に関する事項	12
(3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	14
(4) その他ごみの処理に関し必要な事項	14
第5章 生活排水処理基本計画	
(1) 生活排水処理の現状	15
(2) 河川の水質の現状	16
(3) 生活排水処理の目標値	17
(4) その他生活排水処理に関し必要な事項	17

## 第1章 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により市町村が長期的・総合的視点により、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針を定めるものです。

平成27年9月、国連サミットにて持続可能な社会の実現を目指すため採択された「SDGs(Sustainable Development Goals):持続可能な開発目標」である17の目標の12番「つくる責任、つかう責任」では、廃棄物の削減や、限られた資源の有効活用、再生利用の推進について触れられており、持続可能な生産消費形態の確保を目指すことが目標とされ、廃棄物分野における取組の推進が求められています。

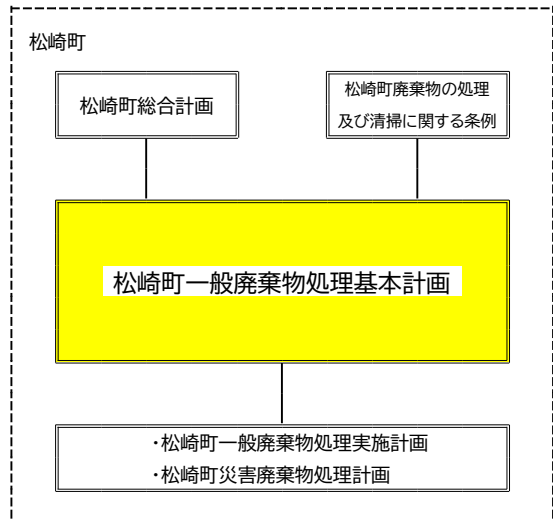
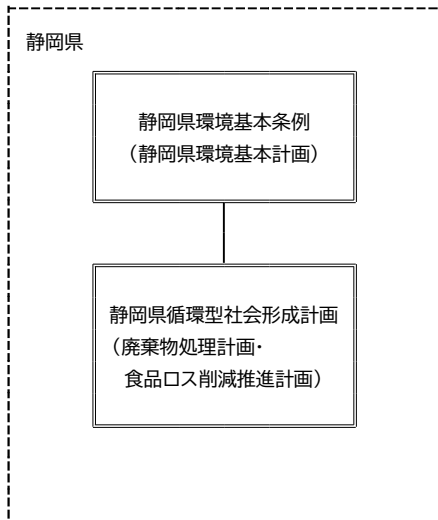
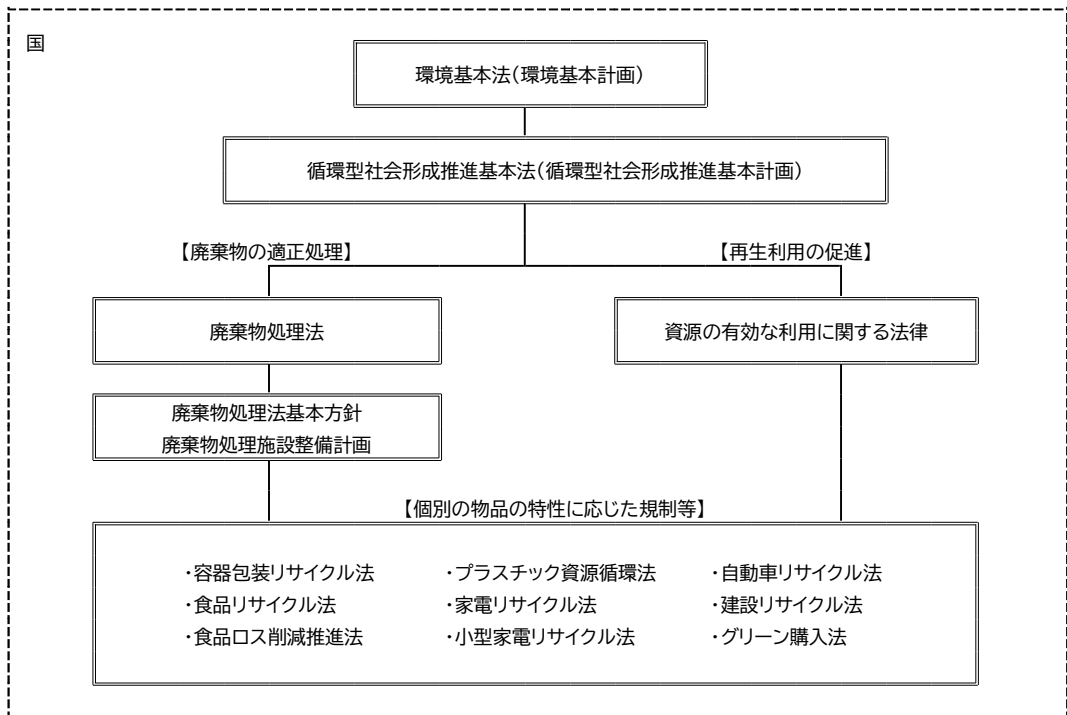
松崎町では、令和2年度から令和7年度までを計画期間とした「松崎町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、廃棄物の減量を進めるとともに、分別回収など再生利用にも努めてきました。しかしながら、人口の減少に伴いごみ排出総量は減少しているものの、1人1日当たりのごみ排出量で見ると横ばい傾向、ごみの資源化率についても横ばい傾向で、廃棄物の減量及び再生利用ともに目標に達していません。

また、ごみ処理に関しては、平成25年から近隣市町と広域化の協議を進め、令和5年4月に下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町の1市3町で一部事務組合を設立しました。現在、ごみ処理施設の建設について協議を進めており、本町の廃棄物処理を取り巻く環境は大きく変化しようとしています。

こうした現状も踏まえながら、国や県の動向はもとより、国際的な取り組みであるSDGsにも注視して、本町におけるごみ処理の現状や課題、これまでの施策の進捗状況や目標の達成状況等を再確認し、持続可能な循環型社会・脱炭素社会の実現に向けて、一般廃棄物の適正処理及び循環的利用を進めるための新たな計画の策定を行いました。

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の上位法である「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、各種リサイクル法などとの整合性を図りながら、本町における一般廃棄物の処理に関する基本方針を示すものです。

また、「第6次松崎町総合計画(以下「総合計画」という。)に掲げる基本構想、基本方針について、廃棄物行政の面から推進していく役割を担っています。令和5年3月に策定した総合計画では、まちづくりの基本方針の1つとして「豊かな社会・自然環境を次世代へつなぐ、持続可能なまちづくり」を掲げ、その中の主要施策として「ごみ原料とりサイクルの促進」を位置づけ、廃棄物の減量・再資源化を進め地球環境への負荷の軽減が図られた持続可能な循環型社会の形成を目指します。



## 第2章 町の概況

### 1 自然状況

松崎町は伊豆半島西海岸南部に位置し、北は西伊豆町、東は河津町、下田市、南は南伊豆町に接しており、広さは東西 14.4km、南北 11.3km、面積 85.11km<sup>2</sup>である。

町域の8割が山林原野であり、東に長九郎山、婆娑羅山がそびえ、那賀川、岩科川が、松崎港へ流れこんでいる。

四季を通じて温暖な気候であり、令和5年の年平均気温は 17.5℃、年間降水量は 1,757mm である。

### 2 社会状況

#### (1)人口・世帯数

本町の人口(令和6年12月31日現在)は、5,658人、世帯数は2,829世帯、一世帯当りの人口は2人。人口、世帯数及び世帯当たりの人口の全てが減少傾向にある。

国勢調査による本町の総人口の推移をみると、平成2(1990)年以降減少しており、令和2(2020)年では、6,038人と、平成2(1990)年と比較して、3,228人(34.8%)減少している。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向で推移しており、高齢者人口は増加傾向で推移している。特に年少人口は令和2(2020)年と、平成2(1990)年を比較すると30%程度となっている。

表1 人口・世帯数の推移 ※町住民基本台帳(3月31日時点)

和暦	西暦	人口	世帯数	世帯当り人口
平成22年	西暦2010年	8,038	3,152	2.55
平成23年	西暦2011年	7,934	3,143	2.52
平成24年	西暦2012年	7,746	3,090	2.51
平成25年	西暦2013年	7,534	3,042	2.48
平成26年	西暦2014年	7,387	3,053	2.42
平成27年	西暦2015年	7,243	3,042	2.38
平成28年	西暦2016年	7,094	3,015	2.35
平成29年	西暦2017年	6,921	2,998	2.31
平成30年	西暦2018年	6,768	2,990	2.26
平成31年	西暦2019年	6,602	2,967	2.23
令和2年	西暦2020年	6,411	2,944	2.18
令和3年	西暦2021年	6,235	2,926	2.13
令和4年	西暦2022年	6,062	2,896	2.09
令和5年	西暦2023年	5,925	2,885	2.05
令和6年	西暦2024年	5,737	2,844	2.02

(2)産業の状況

国勢調査による本町の就業者数の推移をみると、平成2(1990)年以降減少傾向となっている。

令和2(2020)年と、平成2(1990)年を比較すると、第1次産業、第2次産業、第3次産業の就業者数はともに減少傾向にありますが、第3次産業の就業者数は減少率が低くなっており、相対的にその比率が高まっている。

**表2 産業の就業人口 ※国勢調査**

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第一次産業	人数	330	279	256	222	175
	割合 %	7.9	7.0	7.2	7.2	6.4
第二次産業	人数	982	779	626	531	447
	割合 %	23.4	19.7	17.5	17.1	16.3
第三次産業	人数	2,884	2,903	2,691	2,350	2,120
	割合 %	68.7	73.3	75.3	75.7	77.3

(3)観光の状況

当町の宿泊施設利用者数は、平成23年度以降、毎年90千人前後で推移していたが、コロナ禍(特に令和3年)は、大きく減少している。

**表3 観光客入り込み状況 ※県観光交流の動向**

和暦	西暦	観光交流人口 総数(千人)	宿泊施設 (千人)	観光施設 (千人)
平成21年	西暦2009年	508	175	333
平成22年	西暦2010年	430	118	312
平成23年	西暦2011年	391	111	280
平成24年	西暦2012年	345	92	253
平成25年	西暦2013年	351	94	257
平成26年	西暦2014年	346	94	252
平成27年	西暦2015年	330	89	241
平成28年	西暦2016年	312	95	217
平成29年	西暦2017年	321	102	219
平成30年	西暦2018年	330	97	233
平成31年	西暦2019年	332	92	240
令和2年	西暦2020年	328	88	240
令和3年	西暦2021年	124	38	86
令和4年	西暦2022年	160	58	102
令和5年	西暦2023年	235	73	162

# 第3章 ごみ処理の状況

## 1 ごみ処理の現状

### (1)ごみ収集及び処理の体制

可燃ごみの収集は、直営と委託の両方で行い、クリーンピア松崎（一般廃棄物処理施設）へ搬送している。

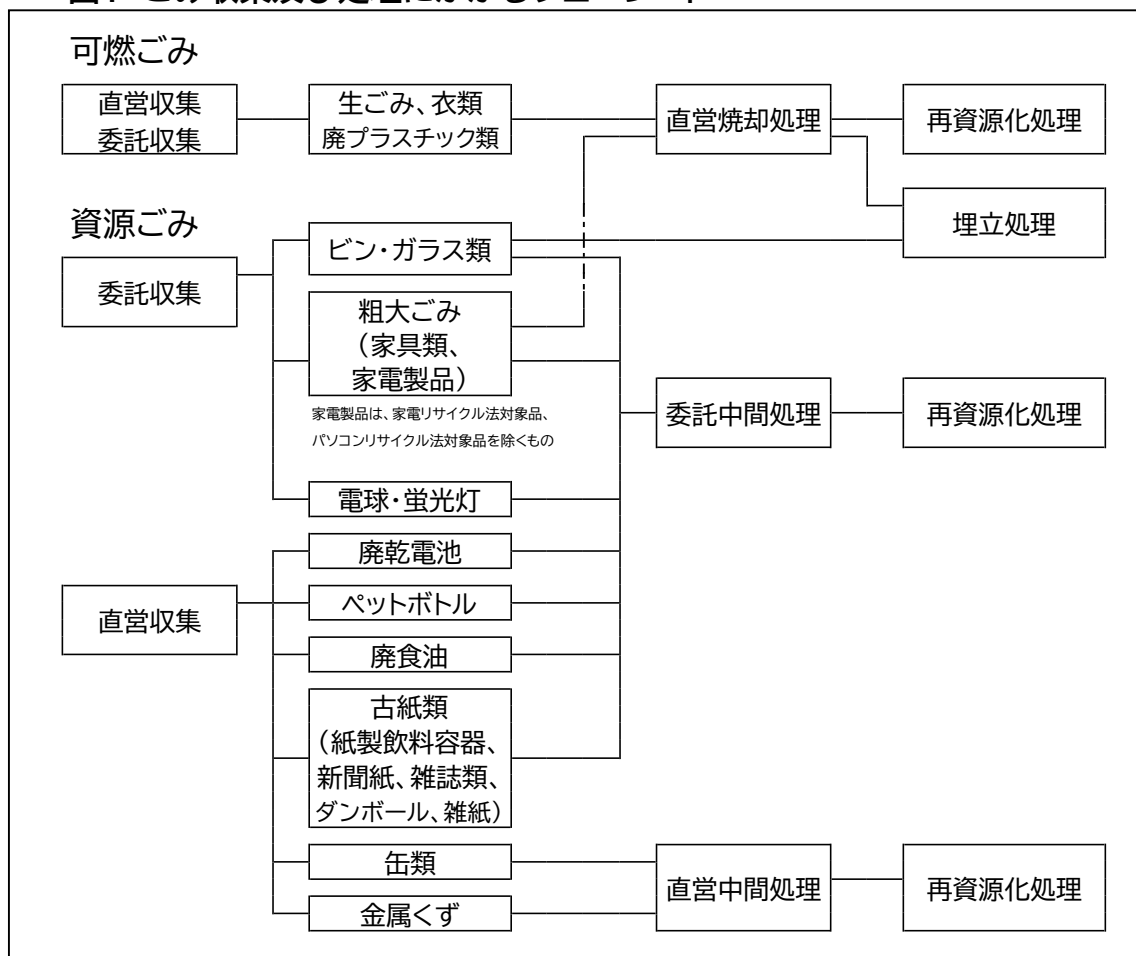
資源ごみの収集は、ビン・ガラス類、蛍光灯、粗大ごみを委託し、それ以外は直営で行っている。

クリーンピア松崎では、可燃ごみの焼却処理と資源ごみの分別や金属くず等の選別プレス機で圧縮処理を行っている。

焼却灰はクリーンピア松崎内の最終処分場に埋立処理していたが、規定量に達し、平成25年に埋立終了している。現在、焼却灰とビン・ガラス類の処理残渣は、県外最終処分場で埋立処理を委託している。焼却灰の一部は、県外再資源化施設に処理を委託している。

松崎町のごみ収集及び処理は、図1のフローシートのとおりである。

図1 ごみ収集及び処理にかかるフローシート



## (2)ごみの収集方式

松崎町は、可燃ごみ、分別ごみ(資源ごみ)に分けて、住民に分別排出の協力を求めている。収集方式は、すべてステーション方式(表4)。

ステーション方式は、指定する箇所をごみステーションとして位置づけ、指定日に住民が直接ごみをごみを持ち込み、一括して収集する方式。

ステーションの指定の方法は、自治会内で指定したい箇所をまとめ、収集などで支障がないかを町と協議後、自治会で所有(借地含む)し指定する。

ステーションは、住民(自治会等)により管理、清掃されている。町では修繕等の原材料支給を行っている。

可燃ごみの処理手数料は、指定可燃ごみ袋に処理料金を含めて町内指定販売店で指定袋を販売し、ごみ処理料金を徴収している。クリーンピア松崎への可燃ごみ以外の持ち込みについては、100kg以上が有料である(表5)。

**表4 松崎町ごみ収集の形態**

区 分	収集頻度	収集方式	備 考
可 燃 ご み	週2回	ステーション方式	○可燃ごみの一部地区と、 ビン・ガラス類、粗大ごみ の収集は、委託収集。  ○粗大ごみ、廃色油の収集 は、月1回。
分 別 ご み (資 源 ご み)	月2回	ステーション方式	

**表5 手数料徴収方式**

区 分	有 料 対 象	備 考
可 燃 ご み	全量有料対象	従量制指定ごみ袋購入による 処理料金徴収
分 別 ご み (資 源 ご み)	一部有料	クリーンピア松崎への持込量 100kg以上有料

(3)ごみの分別区分

松崎町では、資源ごみを分別ごみと呼び、再資源化を図っている(表6)。

廃プラスチック類は、現在可燃ごみに区分しているが、広域化の際に一部を資源ごみとして収集する予定。

町で処分できないものは、収集しないごみとしている(表7)。

表6 分別排出の内訳

大区分	小区分	内訳・内容
可燃ごみ	燃やせるごみ	生ごみ、衣類、廃プラスチック類など
資源ごみ	缶類	スチール缶、アルミ缶
	ビン・ガラス類	ビン、ガラス、陶磁器など
	ペットボトル	ペットボトル
	古紙類	新聞・折込広告、ダンボール、雑誌・書籍類、紙製飲料容器、雑紙
	金属くず	缶詰の蓋、アルミ箔、カッターの刃など
	廃乾電池	アルカリ電池、マンガン電池など
	蛍光灯	蛍光灯、電球
	粗大ごみ	家具類、家電製品(家電リサイクル法対象品、パソコンリサイクル法対象品を除く)など
	廃食油	植物性廃食油

表7 町で収集しないごみ(町で処分できないごみ)

ガスボンベ、バッテリー、タイヤ、消火器、薬剤、医療用廃棄物(注射針、血液の付着したもの)、石膏ボード、家電リサイクル対象品(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなど)、パソコンリサイクル対象品 など

(4)ごみ処理施設の状況

松崎町の一般廃棄物処理施設であるクリーンピア松崎は、年間190日程の焼却運転を行っており、松崎町で発生した可燃ごみのほぼ全てを焼却処理している(表8)。

表8 施設概要

項目	焼却施設	埋立施設
名称	クリーンピア松崎	松崎町最終処分場
所在地	松崎町雲見971-3	松崎町雲見971-3
竣工年月日	平成11年9月	平成11年9月
稼働年月日	平成11年9月	平成11年9月
処理能力	16t/8時間	
埋立面積		1,700 m <sup>2</sup>
埋立容量		7,100 m <sup>3</sup>
埋立方法		直接埋立方式
処理方式	バッジ運転可動ストーカ式	
・受入供給設備	ピット&クレーン	※平成25年埋立終了
・燃焼設備	乾燥ストーカ 燃焼ストーカ 後燃焼ストーカ	
・排ガス冷却方式	水噴射式	
・排ガス処理方式	再燃焼、バグフィルター	
・排水処理方式	場内再処理クローズド方式	
・灰出設備	灰バンカー方式	
・資源化設備	アルミ選別、圧縮減容機	
・建築延面積	1,680.65 m <sup>2</sup>	
・敷地面積	10,120 m <sup>2</sup>	

## 2. ごみの排出状況

### (1) ごみ排出量の推移

ごみの総排出量は減少が続いている(表9)。要因としては、一人当たり日排出量が横ばい傾向にあるため、人口減少によるものと考えられる。

表9 ごみ排出量の推移

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
可燃ごみ	2,496.6	2,501.9	2,431.3	2,418.8	2,342.4	2,320.9	2,153.1	2,065.7	2,149.4	1,973.5		
資源ごみ	金属	金属くず (t)	36.6	28.5	25.9	19.4	20.6	20.7	37.5	23.3	32.3	30.7
		スチール缶 (t)	22.9	25.5	17.7	17.9	16.9	15.1	9.2	14.7	9.7	9.6
		アルミ缶 (t)	9.8	8.5	8.5	8.5	9.0	7.3	7.1	8.5	7.8	7.2
	ビン類	無色のビン (t)	24.5	26.7	24.0	21.6	22.3	22.7	21.3	20.0	19.8	20.5
		茶色のビン (t)	22.5	21.7	19.7	18.7	17.0	16.6	15.5	14.4	14.8	14.6
		その他の色のビン (t)	21.8	22.1	20.3	22.1	10.4	10.0	18.8	14.3	12.6	11.4
		ガラス・陶器など (t)	35.9	37.0	33.9	29.5	45.4	40.8	32.9	32.9	33.1	35.8
	資源ごみ	ダンボール (t)	49.3	51.0	46.1	42.0	38.1	36.1	36.1	37.0	34.8	34.7
		新聞紙 (t)	68.1	66.9	62.5	63.0	67.6	57.9	53.0	49.6	42.3	39.2
		雑誌 (t)	54.7	57.7	54.3	79.4	49.5	45.7	47.6	42.7	35.6	36.9
		紙パック (t)	0.5	0.8	0.5	0.4	0.5	0.4	0.5	0.5	0.4	0.6
		雑紙 (t)										9.8
		ペットボトル (t)	7.8	7.2	7.3	8.1	8.2	7.6	5.4	5.4	4.8	4.5
		廃食油 (t)	3.1	4.2	3.6	4.5	2.3	3.9	3.1	2.7	3.0	2.6
		粗大ごみ (t)	76.8	78.7	72.8	74.5	84.8	88.5	98.8	88.8	91.5	80.4
		乾電池 (t)	2.6	2.6	2.7	2.4	2.5	2.5	2.4	2.5	2.5	2.3
		蛍光灯 (t)			1.4	1.2	1.3	1.1	1.2	1.0	0.9	0.9
資源ごみ 小計 (t)	436.9	439.1	401.2	413.2	396.4	376.9	390.4	358.3	345.9	341.7		
計 (t)	2,933.5	2,941.0	2,832.5	2,832.0	2,738.8	2,697.8	2,543.5	2,424.0	2,495.3	2,315.2		
人口(10月1日現在) (人)	7,334	7,185	7,033	6,862	6,715	6,548	6,347	6,171	5,995	5,874		
一人当たり日排出量 (g)	1,096	1,118	1,103	1,131	1,117	1,126	1,098	1,076	1,140	1,080		

### (2) ごみ排出量の評価

松崎町の令和元年度の一人当たり日排出量1,126gは、令和元年度静岡県平均の885g、令和元年度全国平均の918gと比較して高い水準にある。

また、第4次静岡県循環型社会形成計画では、令和8年度までに1人当たり日排出量を848gとすることを目標としている。

資源化率については、平成25年度より可燃ごみの焼却灰の一部を人口砂に再資源化しているため、それ以前より上昇しているが、令和3年度実績16.1%は、令和3年度県平均18.7%(国平均18.7%)と比較すると低い水準にある(表10)。ごみ処理事業の広域化に併せ、可燃ごみとして収集している白色トレイや容器包装プラスチックなどの資源化を行う予定。

また、可燃ごみの組成内訳は表11に示すが、水分比が約60%と高い数値であることから、生ごみの処理(水切り、コンポストなど)が普及することにより、ごみ排出量が低減されると予想している。

今後の課題・問題点について項目毎に表12のとおり整理する。

表10 ごみの再資源化量

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
可燃ごみ	焼却量(t)	2,496.6	2,501.9	2,431.3	2,418.8	2,342.4	2,320.9	2,153.1	2,065.7	2,149.4	1,973.5
	焼却残灰量(t)	343.8	357.2	350.5	319.0	350.5	356.1	279.2	278.3	283.7	254.8
	資源化量(t)	132.1	120.3	118.3	127.3	116.6	116.1	97.6	98.9	96.7	93.4
資源ごみ	収集量(t)	436.9	439.1	401.2	413.2	396.4	376.9	390.4	358.2	345.9	341.7
	資源化量(t)	358.2	358.4	325.1	341.8	318.9	303.3	317.5	290.6	277.3	271.3
収集処理量計(t)	2,933.5	2,941.0	2,832.5	2,832.0	2,738.8	2,697.8	2,543.5	2,423.9	2,495.3	2,315.2	
資源化量計(t)	490.3	478.7	443.4	469.1	435.5	419.4	415.1	389.5	374.0	364.7	
資源化率(%)	16.7	16.3	15.7	16.6	15.9	15.5	16.3	16.1	15.0	15.8	
処理維持管理費(千円)	247,274	247,123	200,471	201,859	214,891	201,411	215,733	230,684	261,588	321,289	
処理コスト(千円/t)	84.3	84.0	70.8	71.3	78.5	74.7	84.8	95.2	104.8	138.8	
人口一人当たり年コスト(千円)	34.1	34.8	29.0	29.8	32.5	31.4	34.6	38.1	44.1	54.2	

表11 可燃ごみ組成内訳

可燃ごみの ごみ質試験成績	令和元年度 平均値	令和2年度 平均値	令和3年度 平均値	令和4年度 平均値	令和5年度 平均値	5箇年 平均値	
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	
ごみの 種類 組成 分析	紙・布類	28.2	42.0	35.2	30.4	35.9	34.3
	木・竹・ワラ類	14.2	16.0	8.7	14.8	15.6	13.9
	合成樹脂類	18.2	14.3	19.5	20.9	23.1	19.2
	ちゅう芥類(生ごみ)	29.9	19.8	25.8	28.1	14.5	23.6
	不燃雑芥類	2.2	4.9	6.4	3.0	3.8	4.1
	その他	7.3	3.0	4.4	2.8	7.2	4.9
可燃ごみの 水分	60.0	52.8	50.7	60.2	57.9	56.3	
可燃ごみの 灰分	5.7	7.2	7.9	3.5	5.4	5.9	
可燃ごみの 可燃分	34.3	40.0	41.4	36.3	36.8	37.8	

表12 今後の課題

大項目	中項目	課題・問題点
燃やすごみの減少	可燃ごみ	生ごみの排出抑制、水分の低減 廃プラスチック類の資源化
	資源ごみ	分別排出方法の広報 分別品目細分化の検討
収集・運搬	収集・運搬	効率的な収集運搬の検討 業務委託の検討
中間処理	焼却施設	焼却施設の維持管理
	資源化施設	資源ごみ置場の確保
最終処分	最終処分場	水処理施設の継続 安定的な搬出先の確保
ごみ処理経費	ごみ処理経費	ごみ処理施設広域化の検討 ごみ処理手数料の見直し

## 第4章 ごみ処理基本計画

### (1) ごみ排出量の目標値

松崎町の人口は、少子高齢化に伴い、減少の一途をたどっている。平成20年度を100とすると、令和元年度では78.7となり、毎年100人以上減少している。

また、主たる産業である観光業も経営者の高齢化などから廃業が進み、観光業からのごみ排出も減少しているが、片付けごみが増加しているため、1人当たり日排出量は横ばい傾向にある。この傾向はしばらく続くと想定している。

将来推計人口は、総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域将来推計人口」の数値を基準に推計している。

3Rの啓発の実施などにより、令和16年度には一人当たり日排出量1,000g、ごみ総排出量1,606tまでに削減することを目標値とする(表13)。

**表13 ごみ排出量**

実績値

和暦	西暦	ごみ総排出量 (t)	再資源化量 (t)	最終処分量 (t)	人口 (10.1現在) (人)	一人当たり 日排出量 (g)
平成21年度	西暦2009年度	3,361.3	411.2	482.6	8,119	1,134
平成22年度	西暦2010年度	3,237.3	443.3	479.9	8,023	1,105
平成23年度	西暦2011年度	3,173.8	423.6	422.4	7,854	1,104
平成24年度	西暦2012年度	3,078.8	388.0	406.1	7,683	1,098
平成25年度	西暦2013年度	3,014.4	397.3	385.7	7,469	1,106
平成26年度	西暦2014年度	2,933.5	490.3	269.4	7,334	1,096
平成27年度	西暦2015年度	2,941.0	478.7	296.0	7,185	1,118
平成28年度	西暦2016年度	2,832.5	443.4	286.4	7,033	1,103
平成29年度	西暦2017年度	2,832.0	469.1	243.3	6,862	1,131
平成30年度	西暦2018年度	2,738.8	435.5	289.7	6,715	1,117
令和元年度	西暦2019年度	2,697.8	419.4	290.8	6,548	1,126
令和2年度	西暦2020年度	2,543.6	415.1	233.3	6,347	1,095
令和3年度	西暦2021年度	2,424.0	389.5	226.6	6,171	1,073
令和4年度	西暦2022年度	2,495.4	374.0	232.7	5,995	1,137
令和5年度	西暦2023年度	2,315.2	364.7	208.6	5,874	1,080

推計値

和暦	西暦	ごみ総排出量 (t)	再資源化量 (t)	最終処分量 (t)	人口 (人)	一人当たり 日排出量 (g)
令和6年度	西暦2024年度	2,278.1	364.5	205.0	5,674	1,100
令和7年度	西暦2025年度	2,208.3	353.3	198.7	5,500	1,100
令和11年度	西暦2029年度	2,007.5	321.2	180.7	5,000	1,100
令和16年度	西暦2034年度	1,766.6	282.7	159.0	4,400	1,100

目標値

和暦	西暦	ごみ総排出量 (t)	再資源化量 (t)	最終処分量 (t)	人口 (人)	一人当たり 日排出量 (g)
令和6年度	西暦2024年度	2,236.7	380.2	178.9	5,674	1,080
令和7年度	西暦2025年度	2,148.0	365.2	171.8	5,500	1,070
令和11年度	西暦2029年度	1,879.8	319.6	150.4	5,000	1,030
令和16年度	西暦2030年度	1,606.0	273.0	128.5	4,400	1,000

## (2)ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

### ① 市町村の役割

#### ア ごみ処理有料化について

廃棄物については、ごみの発生抑制を最優先に考え、次にごみの再利用、再資源化を行い、適正な資源循環的利用を推進しなければならない。ごみの発生抑制を推進することは、ごみ処理経費の抑制にも影響することになる。

また、一般廃棄物処理施設「クリーンピア松崎」に直接持ち込まれる分別ごみ(資源ごみ)の処理料金について、現在は100kg未満を無料としてある持込料金体系を、広域化に併せ見直しを行い、排出者に応分の処理費負担を求めるため、新たな料金方式を検討していく。

#### イ 環境教育及び普及啓発の充実

現在、町広報や、町ホームページ等でごみカレンダー情報やごみの排出抑制、再利用、再資源化の促進の啓発、情報提供を行っているが、分かりやすい内容となるよう適宜見直しを行う。また、学校や地区自治会等を通じ、処理施設の見学会やごみの問題に関する啓蒙活動を行政として積極的に実施していく。

#### ウ 多量排出事業者に対する指導

多量に排出する事業者については、個別に排出抑制を指導しているが、今後は減量化計画の作成指導を積極的に進め、計画的な事業系ごみの排出抑制を図っていく。

#### エ 環境物品等の使用促進

役場内で使用している消耗品類をグリーン製品に変更購入するなど、事業者として資源循環型社会の形成に向けた行動を率先して実施していく。

### ② 住民の役割

#### ア ごみ減量化への活動

食品を食べきる、食材を使い切るように努める。

住民による衣類や家具、家電製品等の不用品交換は、ごみ減量化の観点から有効であるばかりでなく、地域コミュニティの発展にも有効である。民間団体が提供するフリーマーケットや不用品交換情報等の利用を含め、不要品交換を積極的に行うことで、資源の再利用に努める。

#### イ 分別排出の促進、ステーションなどの管理

ごみを正しく分別して、再資源化に努める。

お互いに気持ちよく使用できるように、ステーションが汚れないようにごみを排出するとともに、日頃からステーションの管理、清掃に努める。

#### ウ 容器包装廃棄物の排出抑制

商品の購入の際に、自らマイバックなどを持参することで、レジ袋の発生抑制に努める。また、簡易包装されている商品、詰め替え可能な商品、リターナブル容器の商品を選択することで、容器包装の発生抑制に努める。

#### エ 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制

環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択し、可能な限り、ものを無駄にしないエコ生活に努める。

### ③ 事業者の役割

#### ア 発生源における排出抑制

事業者は原材料の選択や製造工程を工夫する等により排出抑制に努める。

#### イ 過剰包装の抑制

事業者は、物の製造、加工、販売に際して、その製品や容器等がごみとなった場合に排出抑制、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、容器包装の簡易化、繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の寿命化、適正な処理が困難とならない商品の製造又は販売、必要な情報の提供に努める。

#### ウ 流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制

容器包装の利用、製造に当たっては、量り売り等の推進により容器包装廃棄物の発生抑制に努めるとともに、容器包装の規格化や材料、構造面における工夫を行い、リターナブル容器を用いること、内容物の詰め替え方式を採用すること等により容器包装の減量に積極的に努める。

容器包装のリサイクルに伴うコストを正確に認識し、薄肉化、簡易包装化、空間容積率の縮小、リターナブルビンの採用と回収の確保、詰め替え可能な商品の製造、必要に応じ洗剤等について内容物自体の濃縮化等により、容器包装の役割を損なわない範囲で、最も効果的な容器包装とするよう努める。

#### エ 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制

環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択する。

#### オ 食品廃棄物の排出抑制

一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売業においては、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商慣行を見直し、売れ残りを減らす仕入れの工夫や、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫に努める。

外食産業においては、メニュー、盛り付けの工夫等を通じて、食べ残しの削減に努める。

併せて、食品小売業や外食産業においては、このような自らの取組を適切に情報提供すること等により、消費者の理解の促進に努める。

(3)分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

家庭から排出されたごみを資源化するためには、排出する段階で再生利用に配慮した区分で分別収集することが必要であるため、松崎町においては、資源ごみ(分別ごみ)の種類及び分別区分を表14のとおり定め、計画的な分別収集、再資源化を進めるものとする。

表14 ごみの分別区分

ごみの種類	ごみの分別区分	対象品等	
可燃ごみ	可燃ごみ	生ごみ、プラスチック容器、発泡スチロール容器、ビニール袋	
		衣類、布団(スプリング入りマットレスなどは粗大ごみ)	
		靴(安全靴は粗大ごみ)、靴(着脱可能な金属部分は金属くず)	
		安全かみそり(金属製は金属くず)、歯ブラシ(電動歯ブラシは粗大ごみ)	
		紙おむつ(便はトイレに流す)、生理用品、CD、DVD	
		ペットボトルのキャップとラベル、木枝(直径5cm以下、長さ60cm以下)など	
分別ごみ	金属	かん	ジュース缶、ビール缶、缶詰の缶など
		スプレー缶	殺虫剤などのスプレー缶
	金属類	金属くず	金属製品(金属のみ)、お菓子などの大きな缶、錆たり汚れてる缶
		キャップ	金属製のふた(飲料・調味料など)、ツナ缶などの外れるふた
		アルミ箔	アルミ製(鍋焼きうどん等の)容器、アルミホイルなど
	廃乾電池	電池	アルカリ電池、マンガン電池など
	廃蛍光灯	蛍光灯	蛍光灯、電球、水銀体温計
	ビン	無色のびん	無色透明なビン
		茶色のびん	茶色のビン
		その他の色のびん	無色、茶色、リターナブルビンではないその他の色のビン
		リターナブルびん	一升ビン、ビールビン、コーラビン、ジュースビン(割れたものは雑びん類)
	ガラス類	雑びん類	ガラス製品(食器、花瓶、急須、耐熱ガラス)、陶器、土鍋、化粧品等のビンなど
	古紙	新聞紙	新聞紙(折り込みチラシ含む)
		雑誌類	週刊誌、辞書・辞典、教科書、カタログなど
		段ボール	段ボール
		紙製飲料容器	内側がアルミコーティングなしの紙パック容器(牛乳、ジュース等)
		雑紙	内側がアルミコーティングの豆乳パック容器等、レシート、封筒、紙袋など
ペットボトル	ペットボトル	PETリサイクルマークのあるもの	
粗大ごみ	粗大ごみ	家具類、家電製品など ※家電リサイクル法対象品、パソコンリサイクル対象品は対象外	
植物性廃食油	廃食油	植物性廃食油	

(4)その他ごみの処理に関し必要な事項

ア 松崎町廃棄物処理対策審議会について

廃棄物行政を進めるうえで、重大な決定をするときは、廃棄物処理対策審議会を開催する。

イ 災害対策について

松崎町災害廃棄物処理計画(平成28年3月策定)に規定しているが、今後必要に応じて計画を改定していく。

ウ 不適正処理、不法投棄対策

不法に投棄された廃棄物については、関係機関と協力し定期的に監視活動を行い、不法投棄者の特定など、不法投棄の撲滅に努める。

## 第5章 生活排水処理基本計画

### (1) 生活排水処理の現状

単独処理浄化槽は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)の改正により、平成13年4月1日から新設できなくなりましたが、法改正前に設置されたものが多く残っている。単独処理浄化槽の管理者に対し、合併処理浄化槽との機能差の理解を図り、切換えを推奨するとともに、合併処理浄化槽の管理者も含めて、公共用水域の水質改善のため、法令等で定められている清掃、保守点検及び法定検査の定期的な実施を促進する必要がある。

本町における生活排水処理の流れは、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽、集落排水処理施設と、し尿のみを処理する単独処理浄化槽、さらに、し尿を便槽に貯留し、分解処理せずに収集するくみ取りに分類される(表15)。

近年の浄化槽人口、し尿・汚泥処理量ともに年々減少している(表16、表17)。

合併処理浄化槽設置整備事業により年平均11基が設置されている(表18)。

表15 生活排水処理の流れ

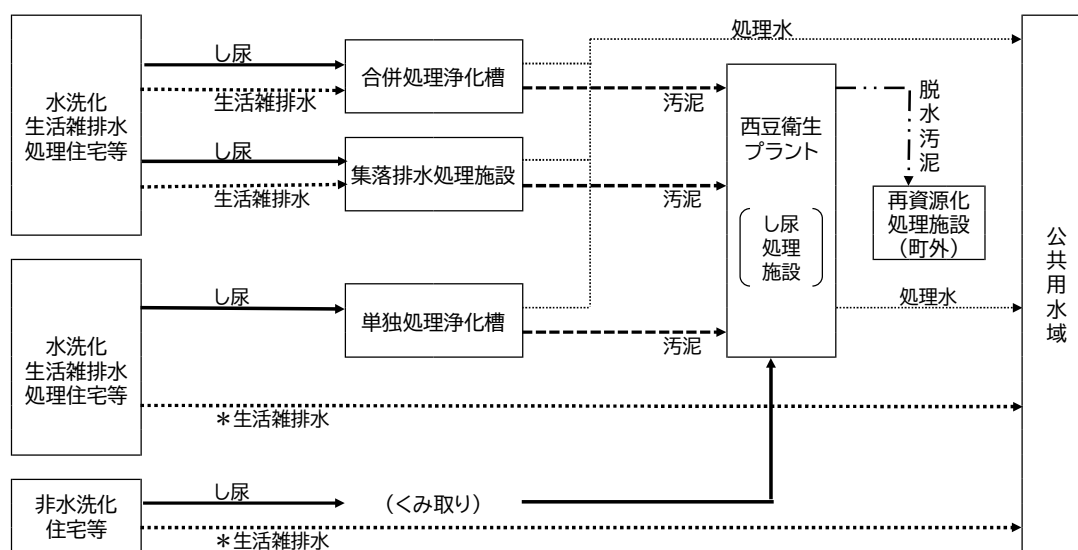


表16 浄化槽人口

単位:人

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
し尿	くみ取り式	849	515	342	489	293	445	437	386	226	294
	浄化槽汚泥										
浄化槽汚泥	単独浄化槽	3,473	3,639	3,639	3,304	3,155	2,975	2,825	2,668	2,663	2,407
	合併処理浄化槽	2,092	2,132	2,155	2,197	2,228	2,266	2,280	2,334	2,398	2,425
	小計	5,565	5,771	5,794	5,501	5,383	5,241	5,105	5,002	5,061	4,832
集落排水事業汚泥	岩地区集落排水	237	223	219	223	218	212	205	202	185	182
	石部区集落排水	227	226	216	211	199	190	183	171	167	167
	雲見区集落排水	365	359	350	344	328	323	305	301	286	262
	小計	829	808	785	778	745	725	693	674	638	611
合計		7,243	7,094	6,921	6,768	6,421	6,411	6,235	6,062	5,925	5,737

表17 汚泥処理量

単位:t

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
し尿	203	215	224	217	199	207	199	172	169	155
浄化槽汚泥	単独浄化槽	2,295	2,243	2,132	2,407	2,217	2,160	2,060	1,963	2,245
	合併処理浄化槽	1,542	1,488	1,566	1,442	1,774	1,897	1,916	1,971	1,794
	小 計	3,837	3,731	3,698	3,849	3,991	4,057	3,976	3,934	4,039
集落排水事業汚泥	岩地区集落排水	60	40	36	30	30	44	30	31	30
	石部区集落排水	55	30	30	30	30	30	30	31	30
	雲見区集落排水	280	260	236	260	263	201	200	181	200
	小 計	395	330	302	320	323	275	260	243	261
合 計	4,435	4,276	4,224	4,386	4,513	4,539	4,435	4,349	4,469	4,036

表18 合併処理浄化槽設置整備事業件数

区 分	新 設				転 換				合 計
	5人槽	7人槽	10人槽	小 計	5人槽	7人槽	10人槽	小 計	
平成26年度	10	2	0	12	1	2	0	3	15
平成27年度	5	4	1	10	1	1	0	2	12
平成28年度	10	2	0	12	0	1	0	1	13
平成29年度	5	0	1	6	0	1	0	1	7
平成30年度	7	4	0	11	0	0	1	1	12
令和元年度	4	3	2	9	0	1	0	1	10
令和2年度	7	0	0	7	1	1	0	2	9
令和3年度	7	1	0	8	1	1	0	2	10
令和4年度	10	4	0	14	2	1	0	3	17
令和5年度	4	1	0	5	0	0	0	0	5
平 均	6.9	2.1	0.4	9.4	0.6	0.90	0.1	1.6	11

収集の範囲は、本町全域を計画収集区域としている。

収集運搬は、許可業者によりバキューム車で収集され、西豆衛生プラントに運搬される。中間処理を行う西豆衛生プラントの処理能力は1日44kℓ(表19)。

表19 西豆衛生プラントの概要

中間処理の主体	西豆衛生プラント
処理施設の種類	汚泥処理
処理施設の所在地	松崎町江奈647-1
処理能力	44kℓ/日
年間稼働予定日数	360日
年間稼働処理能力	15,840kℓ/年

## (2)河川の水質の現状

本町の良好な生活環境、特に快適な水環境を守るためには、河川の水質保全が欠かせません。現在の生活雑排水などの排水量は、河川の水質に影響する量ではない(表20)が、適正に保全していくため、浄化槽の維持管理に関して権限のある県とともに浄化槽パトロールを実施したり、収集運搬業者の浄化槽管理者への通知を活用した法定検査等の情報の発信していく必要がある。

**表20 河川の水質**

BOD(生物化学的酸素要求量) 基準値60mg/L未満 (単位:mg/L)

採取場所	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
那賀川	0.7	0.5	0.5未満	0.5未満	0.9	0.9	0.6	0.5未満	0.5未満	0.5未満
大沢川	0.5未満	1.2	0.6	3.3	0.5	0.5未満	1.8	0.8	0.5未満	0.5未満
岩科川	0.5未満	0.8	0.6	0.5未満	1.0	1.0	0.5	0.6	0.8	0.6
太田川	0.5未満	1.6	0.5未満	0.5未満	0.8	0.5	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5

COD(化学的酸素要求量) 基準値90mg/L未満 (単位:mg/L)

採取場所	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
那賀川	1.5	1.6	1.8	1.0	1.7	0.9	1.5	1.3	2.0	1.2
大沢川	2.7	2.5	2.9	2.0	2.6	1.6	2.7	4.4	3.2	1.9
岩科川	1.9	1.8	2.2	1.3	1.9	1.3	1.8	1.6	3.3	1.4
太田川	1.8	1.4	2.1	1.1	2	1.4	1.9	1.7	2.3	1.1

(3)生活排水処理の目標値

河川(公共用水域)の水質保全を図るためには、計画的かつ継続的な生活排水対策が必要であり、生活排水処理の目標値とする生活排水処理率(計画処理区域内人口に対する水洗化・生活雑排水処理人口の割合)の令和16年度目標を75%とする。

**表21 生活排水処理の目標値**

区 分	実績値					推計値		目標値	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和11年度	令和16年度	令和11年度	令和16年度
計画処理区域内人口 (人)	6,411	6,235	6,062	5,925	5,737	5,000	4,400	5,000	4,400
水洗化・生活雑排水処理人口 (人)	2,991	2,973	3,008	3,036	3,036	3,090	3,120	3,200	3,300
水洗化・生活雑排水未処理人口 (人)	2,975	2,825	2,668	2,663	2,407	1,740	1,190	1,640	1,020
非水洗化人口 (人)	445	437	386	226	294	170	90	160	80
汚水処理人口普及率 (%)	46.7%	47.7%	49.6%	51.2%	52.9%	61.8%	70.9%	64.0%	75.0%

(4)その他生活排水処理に関し必要な事項

ア 収集・運搬

収集運搬業務における安全、衛生は、常に細心の注意を払いながら業務を遂行する必要がある。収集運搬業者と本町が協力し、適正で効率的な収集運搬体制を維持していく。

イ 中間処理

し尿及び汚泥の中間処理を行う西豆衛生プラントは、適正な維持管理により機能確保を図ってきましたが、共用開始から18年が経過し、施設の経年劣化などによる施設更新について、広域化・集約化を含めて検討していく。

ウ 最終処分及び再資源化

中間処理により脱水した汚泥は、焼却処理での再資源化を行っているが、より効率的な再資源化について検討していく。

エ 家庭等における取組

家庭等の調理場からの調理くずや食器の汚れの排水は、公共用水域の水質や排水処理施設に対し負担をかけることから、これらの流出をできる限り抑制する必要がある。町民や事業所等へ啓発を行っていく。